

ID: 180

担当部署: 地域整備課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第54条第1項		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第54条の規定による。</p> <p>(家賃)</p> <p>第54条 第51条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。</p> <p>2 前項の入居者の収入については第16条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは「第54条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第15条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第54条第1項」と読み替えるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日